

◇ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	4

改正案	現行
<p>（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略）</p> <p>2 法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第八十一条の二第一項第一号</p>	<p>（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略）</p> <p>2 法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業</p>

に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠  
出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除  
く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付  
金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事  
業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付  
に要する費用の額の二分の一に相当する額並びにその他の国民健  
康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付  
金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事  
務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の  
額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した  
額）

ロ 当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者  
支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）  
、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十  
二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及  
び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七  
十二条の五の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助  
金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金  
（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係る  
ものを除く。）、法第八十一条の二第一項の規定による交付金並  
びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事  
務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金  
の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三  
第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後  
期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。  
ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額  
（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ 当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者  
支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）  
、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十  
二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及  
び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七  
十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助  
金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金  
（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係る  
ものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康  
保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介  
護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十  
二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

ハ (略)

二〇十 (略)

三〇五 (略)

附則

第六条から第十二条まで 削除

ハ (略)

二〇十 (略)

三〇五 (略)

附則

第六条から第十一条まで 削除

(削除)

〔平成二十二年度から平成二十六年までの各年度における市町村の保険料の基礎賦課額に関する基準の特例〕

第十二条 平成二十二年度から平成二十六年までの各年度における第二十九条の七第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同号ロ中「その他」とあるのは「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

改正案	現行
<p>（療養給付費等負担金の額）</p> <p>第二条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額とする。</p> <p>一 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額から法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等）</p> <p>第四条の三 （略）</p> <p>第四条の四 法第七十二条の四第一項の規定により毎年度市町村が繰り</p>	<p>（療養給付費等負担金の額）</p> <p>第二条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額とする。</p> <p>一 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額から法第七十二条の三第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別会計への繰入れ等）</p> <p>第四条の三 （略）</p> <p>（新設）</p>

入れる額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行つ市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行  
う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号  
イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生  
労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる  
市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得  
た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を  
行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ニ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号  
ロに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生  
労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる  
市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得  
た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を  
行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課  
された国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てるた  
めの国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納さ  
れた額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労  
働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロ  
に掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同  
年度に納付すべきものとして課された介護納付金の納付に要する費

用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三条の四第二十二項に規定する介護納付金課税被保険者（以下「介護納付金課税被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定め

る割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

2 法第七十二条の四第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。

3 法第七十二条の四第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

（特定健康診査等負担金等）

第四条の五 法第七十二条の五の規定により毎年度国及び都道府県が市町村に対してそれぞれ負担する額は、各市町村につき、当該年度における特定健康診査等負担対象額の三分の一に相当する額とする。

2 前項に規定する特定健康診査等負担対象額は、厚生労働大臣が特定健康診査等（法第七十二条の五に規定する特定健康診査等をいう。以下この項において同じ。）の種類、方法等を考慮して定める基準に基

（特定健康診査等負担金等）

第四条の四 法第七十二条の四の規定により毎年度国及び都道府県が市町村に対してそれぞれ負担する額は、各市町村につき、当該年度における特定健康診査等負担対象額の三分の一に相当する額とする。

2 前項に規定する特定健康診査等負担対象額は、厚生労働大臣が特定健康診査等（法第七十二条の四に規定する特定健康診査等をいう。以下この項において同じ。）の種類、方法等を考慮して定める基準に基

づき、特定健康診査等を受けた当該市町村の被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した特定健康診査等の実施に要する費用の額（高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

（保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金）

第六条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金（以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。）及び同項第二号に掲げる交付金（以下「高額医療費共同事業交付金」という。）は、毎年度国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）に対して交付するものとする。

第七条 保険財政共同安定化事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち市町村が行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで

づき、特定健康診査等を受けた当該市町村の被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した特定健康診査等の実施に要する費用の額（高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

（新設）

（新設）

の間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次条において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）の第九条に規定する額までの部分の額の合算額に給付率を乗じて得た額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2

前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療

養費の支給についての療養につき算定した費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。

第八条 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令

で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。）とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで  
の間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれの病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が次条に規定する額を超えるものの当該超える部分の額の合算額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について  
当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡

（新設）

の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(法第八十一条の二第二項第一号の政令で定める額)

第九条 法第八十一条の二第二項第一号の政令で定める額は、八十万円とする。

(新設)

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法)

第十条 法第八十一条の二第二項の政令で定める方法は、連合会が次条から第十三条までの規定に基づき定めた額の拠出金を毎年度会員市町村から徴収する方法とする。

(新設)

2 法第八十一条の二第二項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金)

第十一条 前条第二項の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

(新設)

第十二条 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(新設)

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度における各会員市町村の被

保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第十三条 第十条第二項の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業(第十六条において「保険財政共同安定化事業」という。)に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

2 第十条第二項の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業(第十六条において「高額医療費共同事業」という。)に関する事務の処理に

(新設)

要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

(法第八十一条の二第三項の政令で定める基準)

第十四条 法第八十一条の二第三項の政令で定める基準は、第十条及び第十一条(法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。)並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第十一条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、第十二条第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠

(新設)

出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額として当該厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

三 第一号イ及びロ並びに前号イ及びロの基準割合は、二分の一以上の割合とすること。

四 第二号イ及びロの被保険者拠出割合は、被保険者の所得及び被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とする。

(国及び都道府県の負担)

第十五条 国及び都道府県は、毎年度、当該年度における標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額を、それぞれ負担するものとする。

(省令への委任)

第十六条 第六条から前条までに規定するもののほか、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

(新設)

(事務の区分)

第十七条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例）

第四条 退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条から第四条の四まで、第七条、第八条及び第十二条から第十四条までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四条の三	(略)	(略)	(略)
第二項	賦課された	賦課された一般被保険者に係る	
第四条の四	被保険者の総数	一般被保険者の総数	
第一項第一号	以下	一般被保険者に限る。以下	
第四条の四	被保険者	一般被保険者	
第一項第一号イ及びロ			
第四条の四	課された	課された一般被保険者に係る	
第一項第二	被保険者の総数	一般被保険者の総数	

(事務の区分)

第六条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を前条第十項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例）

第四条 退職被保険者等所属市町村について、第二条及び第四条から第四条の三までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第四条の三	(略)	(略)
第二項		
(新設)		

第十四条の四 第一項第二 号イ及びロ 、第七条第 一項第一号 及び第二項 、第八条第 一號並びに 第十二条第 一項第一号 第十二条第 一項第二号 及び第二項 第十三条及 び第十四条 第一号イ 第十四条第 一號ロ 第十四条第 二號イ及び ロ並びに第 四号	以下 被保険者	一般被保険者に限る。以下 一般被保険者
被保険者の	二箇年度における 被保険者	二箇年度における一般被保険者に 一般被保険者
二箇年度における 一般被保険者の	二箇年度における一般被保険者に 係る 一般被保険者の	二箇年度における一般被保険者に 係る 一般被保険者の

(削除)

(組合に対する補助の特例)

第十四条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度におい

て、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号ロ中「とし、」とあるのは「とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）とあるのは「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額」と、同条第三項中「算定した額（」とあるのは「算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号まで

に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに」と、同条第四項第一号中「得た額（一）とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。一と、同項第二号イ中「得た額」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。一と、同項第二号イ中「得た額」とあるのは「得た額（組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号にお

いて「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得る額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に相当する額から前期給付費相当額を控除した額）に係る額の百六十四

千分の百六十四

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する

た額を除いた額（前期高齢者交付金が  
付費用額に係る前期高齢者交付金の額  
高齢者交付金給付費相当額を控除した  
る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区  
該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被

十条第三項の規定により厚生労働大  
険者又は経過的组合員若しくは経過  
係る前期高齢者納付金の納付に要す  
療確保法附則十三条第一項の規定に  
齢者医療確保法第三十四条第一項第  
額の合計額に対する同号に規定す  
額に同号に規定する率を乗じて得た  
額及び後期高齢者支援金の納付に要  
に三分の一を乗じて得た額に係る特

た額を除いた  
付費用額に係  
高齢者交付金  
とあるのは  
る特定割合

で定める基準となる年度における被  
に療養の給付並びに入院時食事療養  
、保険外併用療養費、療養費、訪問  
費及び移送費の支給に要する費用並  
及び後期高齢者支援金並びに介護納  
用の額（前期高齢者交付金がある場  
した額）を勘案して厚生労働省令で  
定た組合別財力指数の区分に従い  
る割合

(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する  
額を除いた額に係る特定割合 千分

給付費割合を乗じて得  
ある場合には、特定納  
に相当する額から前期  
額を控除した額）に係  
分に応じ、それぞれ当

保険者のうち法附則第  
臣が定める組合の被保  
的世帯員でないものに  
る費用の額に高齢者医  
より読み替えられた高  
一号及び第二号に掲げ  
る後期高齢者支援金の  
額の割合を乗じて得た

とする。

(削除)

する費用の額の合計額  
定割合 厚生労働省令  
保険者に係る所得並び  
費、入院時生活療養費  
看護療養費、特別療養  
びに前期高齢者納付金  
付金の納付に要する費  
合には、これを控除し  
定めるところにより算  
、厚生労働省令で定め  
三分の一を乗じて得た  
の百六十四

第十四条の三 附則第十三条及び第二 十三条の規定 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	平成二十五年 度及び平成二 十六年度の各 年度において 、読み替えら れた第五条の 規定中同	とし、法附則第十 条第三項の規 定により厚生 労働大臣が 定める組合 の被保険者 であつて指 定組合の特 定被保険者 (経過世帯 員を除く。)又 は小規模事 業所等常勤 経過的組合 員でないもの に係る前期 高齢者納付 金の納付に 要する費用 の額に相当 する額と
口	附則第十三 条及び第二 十三条の規 定により読 み替えられ た第五条第 一項第一号	

指定組合特定被保険

して厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに

指定組合特定被保険者納付費用

<p>者納付費用額」とい う。）</p>	<p>附則第十三 条及び第二 十三条の規 定により読 み替えられ た第五条第 三項</p>	<p>額」という。）の合算額</p>	<p>算定した額（組合特定被保険者 のうち法附則第十条第三項の規 定により厚生労働大臣が定める 組合の被保険者であつて指定組 合特定被保険者又は経過的组合 員（指定組合特定被保険者を除 く。）若しくは経過の世帯員（ 指定組合特定被保険者を除く。 ）でないものに係る前期高齢者 納付金の納付に要する費用の額 に相当する額として厚生労働省 令で定めるところにより算定し た額に高齢者医療確保法附則第 十三条の五の四第一項第一号か ら第三号までに掲げる額の合計 額に対する同号に掲げる額の割 合を乗じて得た額及び後期高齢 者支援金の納付に要する費用の 額に相当する額として厚生労働 省令で定めるところにより算定 した額に高齢者医療確保法附則 第十四条の五第一項第一号及び 第二号に掲げる額の合計額に対 する同号に掲げる額の割合を乗</p>
--------------------------	---	--------------------	--

<p>附則第十三 条及び第二 十三条の規 定により読 み替えられ た第五条第 四項第一号</p>	
<p>得た額 (</p>	<p>じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的被保険者を除く。）若しくは経過的被保険者（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的被保険者（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところに</p>

<p>附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>	<p>イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額に給付費割合を乗じて得た額に係る特定割合 千分の百三十四</p> <p>ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四</p>	<p>ろにより算定した額。</p> <p>イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額に給付費割合を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三條の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三條の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という</p>
--	--	--

。に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）に係る特定割合 千分の百三十

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者のうち附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組

---

---

---

---

合の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的世帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高

---

---

(削除)

年齢者納付金及び後期高齢者 支援金並びに介護納付金の 納付に要する費用の額(前 期高齢者交付金がある場合 には、これを控除した額) を勘案して厚生労働省令で 定めるところにより算定し た組合別財政力指数の区分 に従い、厚生労働省令で定 める割合
(2) ロに掲げる額のうち(1)に 規定する三分の一を乗じて 得た額を除いた額に係る特 定割合 千分の百六十四

(国民健康保険に関する特別会計への繰入れの特例)

第十五条 法附則第二十四条第一項に規定する政令の定めるところにより算定した額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料(介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村

における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行なう市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行なう市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生

労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てられるための国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てられるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三条の四第二十四項に規定する介護納付金課税被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金課税被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところ

により算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数に乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

- 二 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、
- (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数
- (1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六
- (2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

(国の負担の特例)

第十五条の二 平成二十六年までの各年度における第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び法附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額」とする。

(保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金)

第十六条 法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金（以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。）及び同項第二号に掲げる交付金（以下「高額医療費共同事業交付金」という。）は、毎年度国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）に対して交付するものとする。

第十六条の二 保険財政共同安定化事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若

(削除)

(削除)

(削除)

しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次条において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養（次条において「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が三十万円を超えるものの八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とする。

2 都道府県が法附則第二十六条第三項の規定により特別の額を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「特定給付対象療養（次条）」とあるのは「特定給付対象療養（以下この項及び次条）」と、「三十万円」とあるのは「法附則第二十六条第三項に規定する特別の額」と、「八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額」とあるのは「八十万円までの部分の額の合算額に給付率（当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年

度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額」と、「当該合算額」とあるのは「当該得た額」とする。

3 法附則第二十六条第三項に規定する特別の額に係る同項に規定する政令で定める基準は、特別の額が三十万円未満の額であることとする。

第十六条の三 高額医療費共同事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に

（削除）

(削除)

規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額が八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法)

第十七条 法附則第二十六条第二項に規定する政令で定める方法は、連合会が毎年度会員市町村から拠出金を徴収する方法(附則第二十条の二に定める基準に従い、都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法)とする。

2 前項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金)

第十八条 前条第二項の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、当該会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

(削除)

(削除)

第十九条 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十条 附則第十七条第二項の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業(附則第二十二条において「保険財政共同安定化事業」

(削除)

(削除)

という。)に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

2 附則第十七条第二項の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業(附則第二十二条において「高額医療費共同事業」という。)に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

(保険財政共同安定化事業に係る拠出金を徴収する特別の方法に係る基準)

第二十条の二 法附則第二十六条第三項に規定する特別の方法に係る同項に規定する政令で定める基準は、附則第十七条及び第十八条(法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。)並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 附則第十八条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠

- 出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額
- 二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。
- イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額
- ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を前々年度の会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額で除して得た率を乗じて得た額
- 三 基準割合は、二分の一以上の割合とすること。
- 四 被保険者拠出割合は、一般被保険者の所得及び一般被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

(国及び都道府県の負担)

第二十一条 法附則第二十六条第五項の規定により、国及び都道府県が

(削除)

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十五条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合員について、第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一	(略)	(略)
項第一号イ	(略)	(略)
	を除く	と指定組合の経過的組合員（附則第十五条第一項に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち同号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給

市町村の拠出金に対してそれぞれ負担する額は当該年度における標準高額の医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額とし、国及び都道府県は当該額を毎年度負担するものとする。

(省令への委任)

第二十二條 附則第十六条から前条までに規定するもののほか、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第二十三條 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合員について、第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一	(略)	(略)
項第一号イ	(略)	(略)
	を除く	と指定組合の経過的組合員（附則第二十三条第一項に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち同号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該

項 第五條第二	第五條第一 項第一號口	
(略)	(略)	
(略)	(略)	付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額を除く

項 第五條第二	第五條第一 項第一號口	
(略)	(略)	
(略)	(略)	給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額を除く

2	項 第五条第三
(略)	(略)
	(略)

2	項 第五条第三
(略)	(略)
	(略)